	年トルにつき一
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Ａに〇・〇二二を乗じて得た額
上空に設ける建築物	Ａに〇・〇二二を乗じて得た額
その他のもの	Ａに〇・〇三一を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具	Ａに〇・〇二五を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	
トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Ａに〇・〇二二を乗じて得た額
	Ａに〇・〇一九を乗じて得た額
	Ａに〇・〇一五を乗じて得た額
	Ａに〇・〇一二を乗じて得た額
	Ａに〇・〇一一を乗じて得た額
上空に設けるもの	Ａに〇・〇二二を乗じて得た額
その他のもの	Ａに〇・〇三一を乗じて得た額
令第七条第十四号に掲げる施設	Ａに〇・〇三一を乗じて得た額
備考　（略）	

	年トルにつき一
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Ａに〇・〇二三を乗じて得た額
上空に設ける建築物	Ａに〇・〇二三を乗じて得た額
その他のもの	Ａに〇・〇三三を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具	Ａに〇・〇三三を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	
トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Ａに〇・〇二三を乗じて得た額
	Ａに〇・〇一九を乗じて得た額
	Ａに〇・〇一六を乗じて得た額
	Ａに〇・〇一四を乗じて得た額
	Ａに〇・〇一一を乗じて得た額
上空に設けるもの	Ａに〇・〇二三を乗じて得た額
その他のもの	Ａに〇・〇三三を乗じて得た額
令第七条第十四号に掲げる施設	Ａに〇・〇三三を乗じて得た額
備考　（略）	

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。